1年生 保護者 様

東京都立野津田高等学校長高柳勝彦(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援事業(4月申請)のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご協力ご支援いただきありがとうございます。 この事業は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(授業料を納付する世帯)で、 扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対し、授業料を半額とする制度です。

下記のご案内をお読みになり、申請を希望される方は、経営企画室まで書類を取りに来てください。

記

1 対象となる世帯

就学支援金の対象外の世帯(世帯年収おおよそ910万円以上)*で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

※正確には、(令和4年度 区市町民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整 控除の額)が304,200円以上の世帯を指します。

なお、上記1の条件に合致するかどうか不明な方は、4月中に就学支援金を申請されることをお勧めいたします。就学支援金の審査結果が不認定となった場合でも、結果通知後一か月以内に多子世帯支援の申請をしていただくことで、<u>就学支援金の</u>申請月(4月)に遡って授業料が減免されます。

2 申請書類の配布

野津田高等学校 経営企画室窓口で配布しております。 生徒さんが申請書を受け取りに来ることも可能です。 学校のホームページからもダウンロードできます。

※申請される場合は、上記1の要件を満たしていることを必ずご確認ください。

- 3 申請書類の提出
 - (1)授業料減免申請書
 - (2)扶養親族等状況届
 - (3)健康保険証の写し(扶養する子3人分)

(1)(2)(3)の申請書類を経営企画室 窓口に提出、又は郵送してください。 生徒さんが経営企画室に提出しても結構です。

4 提出期限

令和5年 4月21日(金)学校必着

問合せ先

東京都立野津田高等学校 経営企画室 電話 042-734-2311